

岡山県南部水道企業団建設工事等請負契約入札参加業者等選定要領

制定 令和 4年 3月 14日 訓令第4号

令和 4年 4月 1日 施行

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県南部水道企業団契約規程（昭和59年管理規程第1号）に基づき建設工事等の請負契約を締結する場合の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）並びに随意契約の相手方とする者の選定について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 入札者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 建設工事にあつては岡山県南部水道企業団建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成16年訓令第4号）第7条の規定による入札参加資格を有する者から、測量及び建設コンサルタント業務等にあつては岡山県南部水道企業団測量、建設コンサルタント業務等委託契約競争入札参加資格に関する要綱（令和4年訓令第2号）第6条の規定による入札参加資格を有する者から、それぞれ選定すること。
- (2) 前号の入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）の選定に当たっては、建設工事等の施工及び契約の履行が確実かつ有利な者を入札者として選定すること。

(入札参加業者選定基準)

第3条 入札者のうち建設工事に係る指名競争入札に参加する者については、別表第1の種別の欄に掲げる発注工事の種別ごとに、同表の設計金額の欄の区分に応じ、同表の入札参加資格者の欄に定める格付を有する者から選定すること。ただし、特に必要と認められるときは、企業長が別に定めるところによるものとする。

- 2 特許その他の特殊な技術を要する建設工事及び継続事業等の工事で施工上やむを得ないときは、前項の規定にかかわらず、条件を満たす入札参加資格者を入札に参加させることができる。
- 3 測量及び建設コンサルタント業務等における入札者は、専門的技術者等の状況を考慮し選定すること。
- 4 入札者の選定に当たっては、次に掲げる事項を別表第2により十分審査し、選定するものとする。

- (1) 経営能力, 不誠実な行為の有無その他信用状況
 - (2) 工事成績
 - (3) 手持ち工事等の状況
 - (4) 技術者の状況
 - (5) その建設工事に対する地理的条件
 - (6) その建設工事等の施工についての技術的適性
 - (7) 安全管理の状況
 - (8) 労働管理の状況
 - (9) 地場産業の振興
- (入札者数)

第4条 指名競争入札において指名する入札者の数は, 原則として, 別表第3の設計金額の欄に掲げる設計金額に応じ, 同表の入札者数の欄に掲げる入札者数とする。ただし, 工事に対する地理的条件, 工事等の施工についての技術的適性その他の事情を勘案し, 必要であると岡山県南部水道企業団建設工事及び物品調達業者入札指名委員会(以下「委員会」という。)において了承されたときは, 入札者数を減ずることができる。

(随意契約の相手方)

第5条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第1号, 第2号, 第5号から第7号まで及び第9号の規定に基づく随意契約の相手方の選定については, 第2条及び第3条第4項の規定を考慮して選定する。

(選定の手続)

第6条 入札者の選定に当たっては, 委員会の調査審議を経た上で厳正に行うこととする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は, 企業長が別に定める。

別表第 1（第 3 条関係）

種 別	設計金額（消費税及び地方消費税額を含む。）	入札参加資格者
土木・建築 一式工事	2,000 万円以上	特 A
	300 万円以上 1 億 5,000 万円未満	A
	6,000 万円未満	B
	3,000 万円未満	C
	1,000 万円未満	D
	300 万円未満	E
その他の 建設工事	全金額	A
	1,500 万円未満	B
	500 万円未満	C

別表第 2（第 3 条関係）

入札参加業者選定基準の留意事項	
1 経営能力, 不誠実な行為 の有無その他 信用状況	<p>次の事項に該当する場合は、選定しないこと。</p> <p>(1) 岡山県南部水道企業団建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 11 年訓令第 1 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止又は指名留保の期間中であるとき。</p> <p>(2) 当企業団発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められるとき。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請け代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請け契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の期間中であるとき。</p> <p>(4) 破産の申立がなされたこと、銀行取引の停止を受けたこと等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、それぞれの法に基づく裁判所からの更生又は再生計画認可決定が</p>

	されるまでの間。
2 工事成績	工事成績等が優良であるかどうかを総合的に判断すること。
3 手持ち工事等の状況	手持ち工事等の状況からその工事等を施工する能力があるかどうかを総合的に判断すること。
4 技術者の状況	発注予定工事等の種別に応じて、その工事等を施工するに足りる技術者が確保できると認められること。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定める金額以上の建設工事については、主任技術者又は監理技術者（監理技術者資格証の交付を受けた者に限る。）は、工事現場毎に専任の者であること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者については、専任を要しない。
5 その工事に対する地理的条件	建設業法上の許可を受けている本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事实績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工事の種別、工事規模等に応じてその工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できているかどうかを総合的に判断すること。
6 その工事等の施工についての技術的適性	次の事項に該当するかどうかを総合的に判断すること。 (1) その工事等と同種工事等についての施工実績があること。 (2) その工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。 (3) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等その工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 (4) 完成工事高のうち、下請に出した比率が極端に高い場合は、慎重に技術的適性を判断すること。 (5) 当企業団発注工事の額が6千万円以上の場合は、建設業法第15条の特定建設業の許可を受けている業者とすること。
7 安全管理の状況	(1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中である場合は、選定しないこと。 (2) 当企業団発注工事について安全管理の改善に関し労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適當であると認められるときは選定しないこと。 (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に判断すること。

	(4) 当企業団発注工事において過去2年間に労働災害を発生させたことがある業者を選定する際には、安全管理の改善措置等が十分に行われているかどうかを総合的に判断すること。
8 労働管理の状況	(1) 賃金不払に関する関係機関等からの通報が企業長に対してあり、その状態が継続している場合にあって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、選定しないこと。 (2) 当企業団発注工事において建設業退職金共済組合の証紙の購入及び貼付が十分かどうかを総合的に判断すること。 (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
9 地場産業の振興	地場産業の発展及び給水区域内業者の育成の観点から給水区域内に建設業法上の本店、支店又は営業所等がある場合は十分尊重すること。

別表第3（第4条関係）

設計金額（消費税及び地方消費税額を含む。）	入札者数
2,000万円以上	10者以上
500万円以上 2,000万円未満	7者以上
100万円以上 500万円未満	5者以上
100万円未満	3者以上